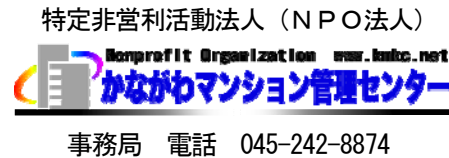


平成 21 年 2 月 7 日

マンション管理組合 理事長 様へ



日本総合地所株式会社の破綻に伴う管理組合運営について

ひごろ管理組合役員の皆様におかれましては、地域のためご活躍され大変ご苦労様です。

さて、2月5日ニュースになりました日本総合地所株式会社の会社更生手続開始申立てに伴い同社分譲のマンション管理委託をうけている日綜コミュニティ株式会社は、同日付けで業務継続のお知らせを發しました。

しかし、日本総合地所と日綜コミュニティの社長は同じであることから、心配と不安はいなめません。

一般的にはマンション管理委託において修繕積立金とその預金通帳・印鑑も管理会社に預けるケースが多く、万一の場合はそれらが一時的に凍結されたりもどらないことも過去に報道されてきました。また、分譲会社が破綻した後には購入時の瑕疵担保保証も中断され、日常管理にも支障をきたしてまいります。

マンション管理の本来の運営は区分所有者で構成する管理組合であり皆様が主体で、自主的に資産保全を図らなければなりません。

そこで、当かながわマンション管理センターでは、管理組合の資産保全のあり方や今後の管理組合の運営について過去の相談事例などから適正なマンション管理支援活動を推進していますので、何かありましたらご遠慮なく連絡のほどよろしくお願い申し上げます。

かながわマンション管理センターへのお問合せ

<http://www.kmkc.net/cgi-bin/postmail/postmail.html>